

2026年度業務品質評価基準【B版】

(役職員等の評価・報酬体系、特別利益の提供（保険料の割引き・割戻し）、特定大規模乗合保険募集人の態勢整備）

業務品質 評価区分	項目	評価の 視点	基本 応用 区分	No.	2026年度業務品質評価基準【B版】
IV. ガバナンス	(12) 従業員管理②	㉑ 役職員等の評価・報酬体系	基本 項目	1	代理店内の役職員＊1の評価体系（営業目標、人事・業績評価等）や保険募集人に対する報酬体系が整備されている ＊1 代理店の役員、使用人（出向、派遣、短時間労働者を含む）の総称 ※全て「1.はい」であれば達成
				1-1	営業部門への過度な圧力を防止する態勢を構築する観点から、役職員に対する不適切なインセンティブとならない評価体系（営業目標、人事・業績評価等）の策定と適切な運用を行うとともに、経営陣やコンプライアンス部門等が定期的に営業推進体制を検証する態勢を確保している
				1-2	適切な保険募集態勢を確立する観点から、保険募集人に対する報酬体系が過度に業績重視とならないよう策定等を行い、適切に運用している
		㉒ 特別利益の提供（保険料の割引・割戻し）	基本 項目	2	保険募集人の本人契約や家族契約に対する報酬について、保険料の割引・割戻しに該当しないよう適切な措置を講じている ※全て「1.はい」であれば達成
				2-1	保険募集人が当該募集人自身を契約者もしくは被保険者とする契約を取扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該保険契約の対価）を支払わない措置を講じている
				2-2	保険募集人が「当該募集人と生計を一にする家族を契約者もしくは被保険者とし、かつ、当該募集人が実質的に保険料を負担する」契約を取扱った場合に、当該募集人に対して報酬（当該契約の対価）を支払わない措置を講じている
	(13) 特定大規模乗合保険募集人	㉓ 特定大規模乗合保険募集人の態勢整備	基本 項目	3	特定大規模乗合保険募集人に該当する代理店のみ対象 ※当該保険募集人に非該当の場合は、次のNo.3-1～No.3-8について全て「対象外」となる
					特定大規模乗合保険募集人の対応について、以下の事項を行っている ※全て「1.はい」であれば達成
				3-1	保険募集の業務を行う営業所または事務所ごとに、法令等遵守責任者を設置している
				3-2	本店または主たる事業所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、役員または使用人が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するための必要な助言または指導を行う統括責任者を設置している
				3-3	保険募集の業務に係る苦情の適切かつ迅速な処理を確保するための態勢を整備している
				3-4	保険募集の公正を確保するため、保険募集指針を策定のうえ、公表している
				3-5	保険募集の業務について内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制整備を行っている
				3-5-1	経営陣は、内部監査に係る必要な措置を講じている
				3-5-2	実効的な内部監査に係る態勢を整備している
				3-6	役員または使用人による保険募集の業務に関する通報および相談（内部通報等）に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備等を行い、定期的な検証および見直しを行っている
				3-7	新たに特定大規模乗合保険募集人に該当することになったときおよび新たに所属保険会社等を有することになったときは、遅滞なく所属保険会社等にその旨を通知している
				3-8	所属保険会社等から委託されている業務において発生した不祥事件について、必要な措置を規程等に明文化のうえ、態勢を整備している